令和８年４月１日版

いたばし認地笑かるた
（にんちしょう）

貸出の手引き



板橋区　健康生きがい部

生涯活躍推進課　認知症施策推進係

いたばし認地笑かるた　貸出の手引き

目　　次

手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　いたばし認地笑かるたについて・・・・・・・・・・・・・・・2

2　貸し出し対象者と遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　貸し出し手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4　認知症に関する資料の提供について・・・・・・・・・・・・・4

5　返却手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

6　データ版の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

7　提出先・お問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

添付資料

1　いたばし認地笑かるた取扱い基準

2　いたばし認地笑かるた使用計画・報告書

※計画書・報告書は、本手引きに添付している様式をコピーするか、区ホームページからダウンロードしてご使用ください。

「いたばし認地笑かるた」貸し出し手続きの流れ

貸し出し手続き

貸し出しを受けたい日に・・・

STEP1

板橋区役所本庁舎の南館３階21番窓口にご来所ください

「いたばし認地笑かるた使用計画・報告書」の計画書欄に記入いただきます。

↓

STEP2

窓口で「いたばし認地笑かるた」をお渡しします

希望する数の認地笑かるた、ご希望があればリーフレット・パンフレットをお渡しします。
枚数の不足や汚れ、水濡れがないか、窓口で一緒に確認いただきます。

↓

STEP3

注意事項を説明します

「いたばし認地笑かるた使用計画・報告書」の原本をお返しします。返却手続きで使用しますので、返却時まで大切に保管してください。返却期限は使用日から14日後です。

↓

終了！

返却手続き

STEP1

板橋区役所本庁舎の南館３階21番窓口にご来所ください

↓

STEP2

窓口で「いたばし認地笑かるた」をご返却ください

枚数の不足や汚れ、水濡れがないか、窓口で一緒に確認いただきます。

↓

終了！

1　いたばし認地笑かるたについて

板橋区では、認知症の正しい知識の普及啓発を目的として「いたばし認地笑かるた」を作成しました。

子どもから大人まで一緒に遊びながら、認知症を正しく楽しく学んでいただくことを目指しています。

「いたばし認知症かるた」（以下、かるた）は様々な方のご協力を得て作成されています。

読み句は、チラシや区のホームページ、ＳＮＳにて公募し、約３００句の応募をいただきました。

読み句の選定と解説の検討は、認知症サポーターのひろばのメンバーにご協力いただき、板橋区認知症支援連絡会に監修をしていただきました。

絵札のイラスト４４枚は、赤塚第二中学校の生徒の有志２１名に作成していただきました。同校は、区内の小・中学校の中で、学校行事として「認知症サポーター養成講座」を一番初めに実施した学校です。

様々な人の思いが詰まった「いたばし認地笑かるた」を
是非ご活用ください。

2　貸し出し対象者と遵守事項

⑴貸し出し対象者

区内在住・在勤・在学の方を含むグループ

ご友人同士やご家族、地域の集まりなども対象となります。

⑵遵守事項

・清潔を保ち、破損や水濡れ、紛失等に注意して取り扱うこと
・用途以外の使用、転貸及び売却をしないこと
・内容を許可なく変更し、使用しないこと
・かるたの趣旨に反する目的で使用しないこと

３　貸し出し手続きについて

貸し出しを受けたい当日に、板橋区役所本庁舎の南館 3 階 21 番窓口にご来所ください。※事前相談・申請は必須ではありません。大量に借りたい場合は、在庫の確認が必要となるため事前にご相談ください。

窓口で「いたばし認地笑かるた使用計画・報告書」（以下、使用計画・報告書）の計画書欄の①～⑩をご記入ください。記載いただく内容は下記のとおりです。

ご記入いただいた使用計画・報告書は、お持ち帰りいただき、返却時まで保管していただきます。

※返却期限は、⑤に記載していただく使用日の翌日から１４日後の日付です（祝休日にあたる場合は後ろ倒し）。

かるたの枚数の不足や汚れ、水濡れがないか、職員と一緒にご確認ください。

※返却時は、五十音順に並べてお持ちください。手続きがスムーズに行えます。

① **借りる人**　申請者の氏名

② **所属名**　申請者の所属する団体の名前
※ご家族、ご友人同士などで利用する場合は不要です。

③ **住所**　申請者の住所もしくは団体、施設、学校などの所在地

④ **電話番号**　連絡のつく電話番号

⑤ **使用日**　かるたを使用する日

⑥ **使用予定人数**　かるたを使用する予定人数※３名以上が対象

⑦ **使用団体名（複数記入可）**
企業や施設、学校など団体として使用する場合は記入してください。※ご家族、ご友人同士などの場合は不要です。

⑧ **使用予定者属性（複数選択可）**
□未就学児　□大 学 生　□小 学 生　□職域団体
□中 学 生　□住民組織　□高 校 生　□その他（　　）

⑨ **使用概要（どのような場所・イベントで使用するか）**

⑩ **認地笑かるたをどこでお知りになりましたか？**
参考とさせていただきますので、差し支えなければご回答ください。

⑪ **希望する資料**
かるた以外に、認知症に関する冊子やリーフレットのお渡しができます。

４　その他に貸し出し・提供できるもの

かるたと合わせて、認知症に関連する資料をご提供できます。
申請の際に必要部数をお申し出ください。
※読み上げ音声ＣＤのみ貸し出しとなります。

【貸し出しできるもの】

1．読み上げ音声ＣＤ
ＣＤを再生するだけで、読み手がいなくてもかるたが遊べます。
音声は「認知症サポーターのひろば」の皆さんです。



【提供できるもの】

1．あんしん認知症ガイド（認知症ケアパス）
認知症についての様々な情報がまとめられた冊子

2．「人とつながる場所に出かけよう」リーフレット
（認知症フレンドリーカフェとチームオレンジのご紹介）
区内の認知症カフェを紹介するリーフレット

3．もの忘れ相談リーフレット
もの忘れ相談医の一覧や無料のもの忘れ相談の日程を紹介する
リーフレット

5　返却手続きについて

返却する際は、かるた（ＣＤも借りた場合はＣＤ）と使用計画・報告書の原本を持って板橋区役所南館３階生涯活躍推進課の２１番窓口にご来所ください。※返却期限は、使用日の翌日から１４日後の日付です（祝休日にあたる場合は後ろ倒し）。

使用計画・報告書の原本の「２．報告書」欄にご記入いただきます。

① **返却日**　　返却手続きをしていただいた日付

② **参加人数**　　かるたをご利用いただいた人数

③ **感想等**　　かるたを使用した感想や使用時の様子などをご記入ください

※かるたの枚数の不足や汚れ、水濡れがないか、職員と一緒にご確認ください。問題がなければ、返却手続きは終了です。

※返却時は、あいうえお順に並べて持参いただくと、手続きがスムーズです。

6　データ版の活用について

区のホームページに、かるたの絵札・読み札・解説、ＣＤに収録している読み句の読み上げ音声を掲載しています。

かるたの画像データは、印刷をしてご使用いただくことも可能です。

下記を遵守する場合は、使用にあたり区への申請・報告は不要です。

・用途以外の使用、販売をしないこと

・内容を許可なく変更し、使用しないこと

・かるたの趣旨に反する目的で使用しないこと

＜データ版掲載場所＞

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/ninchisho/1038879/index.html

7　提出先・お問い合わせ

板橋区　健康生きがい部　生涯活躍推進課　認知症施策推進係

《所在地》〒１７３－８５０１　板橋区板橋２－６６－１南館３階21番窓口

《電　話》０３－３５７９－２３９９

《E-mail》ki-oto-ninchi@city.itabashi.tokyo.jp

いたばし認地笑かるた取扱い基準

（令和４年３月２３日健康生きがい部長決定）
（令和５年５月８日健康生きがい部長決定）
（令和８年５月１８日健康生きがい部長決定）

（目的）

第１条　この基準は、認知症の普及啓発を目的として作成された、いたばし認地笑かるた（以下、かるた）、かるたの読み句を読み上げた音声ＣＤ（以下、音声ＣＤ）の貸出およびデータ提供について定めるものである

（貸出）

第２条　原則として、区内在住・在勤・在学の方を含む、３人以上のグループを貸出の対象とする

第３条　使用者は、区が指定する窓口にてかるたおよび音声ＣＤの貸出を受ける際に、いたばし認地笑かるた使用計画・報告書（別記第１号様式）にて使用の計画を区に報告すること

第４条　使用者は、使用後 14 日以内にかるたおよび音声ＣＤを区に返却すること

第５条　使用者は、区が指定する窓口にて、かるたおよび音声ＣＤを返却する際に（別記第１号様式）にて使用実績を区に報告すること

（データ提供）

第６条　使用者は、区がインターネット上に公開する等で提供するデータ版のかるた、読み上げ音声をダウンロードし使用することができる

（遵守事項）

第７条　かるたおよび音声ＣＤの使用にあたり下記を遵守すること

（１）清潔を保ち、破損や水濡れ、紛失等に注意して取り扱うこと
（２）用途以外の使用、転貸及び売却しないこと
（３）内容を許可なく変更し、使用しないこと
（４）かるたの主旨に反する目的で使用しないこと

第８条

（１）第７条に反した場合は、直ちに区に報告を行うこと
（２）再度の貸出を受けることができない可能性があることに留意すること

（管理）

第９条　区は管理表を作成し、かるたおよび音声ＣＤの貸出状況を管理すること

（委任）

第１０条　この基準に定めのない事項については、生涯活躍推進課長の定めるところによる

付則

この基準は、令和４年４月１日から施行する

付則

この基準は、令和５年５月８日から施行する。

付則

この基準は、令和８年５月１８日から施行する。

年度　いたばし認地笑かるた使用計画・報告書

認地笑かるたを借り受ける際に「計画書」、返却する際に「報告書」をご記入ください。

1．計画書

①借りる人		②所属名	
③住所		④電話番号	（　　）
⑤使用日	月　　日（　　）	⑥使用予定人数	人
⑦使用団体名 （複数記入可）		⑧使用予定者属性 （複数選択可）	□未就学児　□大学生 □小学生　□職域団体 □中学生　□住民組織 □高校生　□その他（　　）
⑨使用概要	（どのような場所・イベントで使用するか）		

⑩ 認地笑かるたをどこでお知りになりましたか？（複数チェック可）

□広報いたばし　□ポスター　□区またはおとしより相談センターの講座・イベント
□区ホームページ　□区ツイッター　□知人の紹介　□その他（　　）

⑪ 希望する資料（下記に必要数を記入ください）

〇いたばし認地笑かるた　（　　）個　〇かるた読み句　読み上げＣＤ　（　　）枚
〇あんしん認知症ガイド　（　　）冊
〇認知症フレンドリーカフェ・チームオレンジリーフレット　（　　）部
〇もの忘れ相談リーフレット　（　　）部

↓板橋区が記入します↓

計画書 No		かるた No		貸出日	/	返却期限	/

2．報告書

※返却時は、五十音順に並べてお持ちください。手続きがスムーズに行えます。

①返却日	/	②参加人数	人	
③感想等				